

証券コード 2204  
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**

代表取締役社長 鈴木 達也

## 第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法に関するご案内」をご参照のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階コスモスホール
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 第101期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第 1 号 議 案 剰余金の処分の件  
第 2 号 議 案 定款一部変更の件  
第 3 号 議 案 取締役2名選任の件  
第 4 号 議 案 監査役1名選任の件  
第 5 号 議 案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
  - ◎新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、ご出席を見合すことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。また、ご出席の際はマスクの着用等、予防対策を取っていただきご来場くださいますようお願いいたします。
  - ◎お土産、お茶菓子のご用意を中止させていただきます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社IRサイト（<https://www.nakamura.co.jp/company>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法に関するご案内



### ■ 株主総会にご出席される場合

**開催日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）  
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。



### ■ 書面による議決権行使

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、  
切手を貼らずにご投函ください。



### ■ インターネットによる議決権行使

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分送信分まで

議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、  
画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

**インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。**

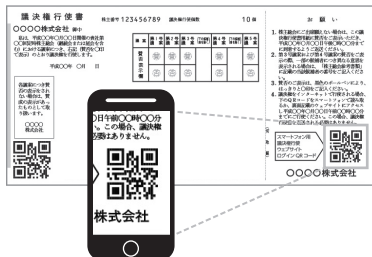
- (1) 行使期限は2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

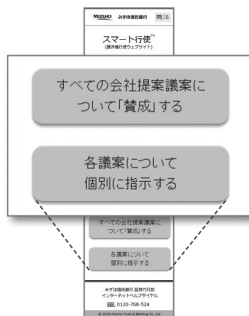
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

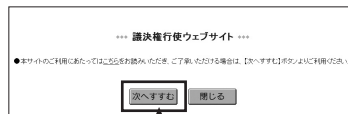
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

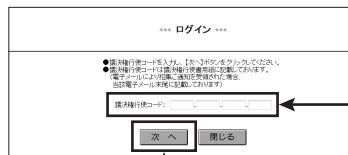
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

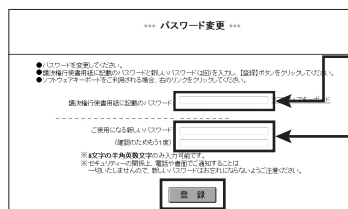
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 事前質問のご案内

当社は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様には本年の株主総会のご出席をお控えくださいますようお願いしております。

そこで、本株主総会へのご出席を控えられる株主様の報告事項および決議事項に関するご質問等について、その質問の機会を確保するため、下記のとおり事前質問をお受けしたいと存じます。

- ◎いただいたご質問への回答については、ご関心の高い事項については本総会前日までに当社IRサイト (<https://www.nakamura.co.jp/company>) に掲載させていただく予定ですが、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。また、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会の報告事項または決議事項に関係のないご質問については、回答しない場合がございます。

### ▶ 事前質問の受付



#### [1] 電子メールにてご質問いただく場合

◎以下のメールアドレスにて事前質問をお受けいたします。メール本文に、必要事項および質問内容をご記載いただき、受付期限までにご送信ください。

##### 【必要事項】

- ①株主番号（議決権行使書用紙をご確認ください。） ②お名前 ③質問内容

事前質問受付用メールアドレス▶ [kabunushi-soukai@nakamura.co.jp](mailto:kabunushi-soukai@nakamura.co.jp)

※QRコードからメール作成することも可能です。

事前質問サイト



#### [2] 郵送（書面）にてご質問いただく場合

◎ご質問については書面でもお受けしております。必要事項および質問内容をご記載いただき、以下の送付先に受付期限までに到着するようご送付ください。

##### 【必要事項】

- ①株主番号（議決権行使書用紙をご確認ください。） ②お名前 ③質問内容

##### 【ご郵送先】

〒160-0023

東京都新宿区西新宿六丁目24番1号

西新宿三井ビルディング

株式会社 中村屋 総務・法務部 宛

質問受付期限

2022年6月21日（火曜日） 午後5時30分到着分まで

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮の上、当期の業績に応じた適宜配分を検討させていただくことを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、普通配当として1株につき50円とさせていただきたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額298,031,200円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 株主総会および取締役会の招集・運用に柔軟性を持たせるために、現行定款第14条（招集者および議長）ならびに第25条（取締役会の招集権者および議長）を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

ア. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定めているものであります。

イ. 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

エ. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集者および議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた取締役に招集し、その議長となる。 2. <u>当該取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、新たに取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<b>新任</b> しま だ ひろ ゆき 島 田 裕 之 (1970年4月1日生)	1993年4月 当社入社 2014年4月 当社市販食品部長 2017年4月 当社執行役員食品事業部統括部長 2019年4月 当社執行役員菓子・食品事業部門統括部長 2021年4月 当社執行役員菓子・食品営業部門統括部長 現在に至る	1,900株
(取締役候補者とした理由) 島田裕之氏は、当社の菓子・食品事業部門における豊富な経験と実績を有しており、執行役員食品事業部統括部長を経て、2021年4月より執行役員菓子・食品営業部門統括部長を務めております。人格・見識・実行力に優れ、企業経営の諸問題にも精通しており、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			
2	<b>新任 社外 独立役員</b> ふじ もと さとし 藤 本 聡 (1957年7月28日生)	1980年4月 株式会社富士銀行入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業第七部次長 2004年5月 同行企業第一部長兼企業第三部長 2008年4月 同行執行役員営業第二部長 2010年4月 同行常務執行役員営業担当役員 2012年3月 東京建物株式会社常務取締役 2013年6月 シャープ株式会社取締役常務執行役員 2015年6月 芙蓉オートリース株式会社監査役 (非常勤) 現在に至る 2015年8月 ファーストコーポレーション株式会社取締役 (非常勤) 現在に至る 2017年6月 安田倉庫株式会社監査役 (非常勤) 現在に至る 2017年6月 当社監査役(非常勤) 現在に至る	500株
(社外取締役候補者とした理由) 藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から財務、会計および経営に関する相当の見識を有しており、2017年6月より当社の社外監査役を務めております。当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 藤本 聡氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 藤本 聡氏は、当社の社外取締役候補者であります。  
3. 当社の社外監査役に就任してからの年数 (本総会終結の時まで)  
藤本 聡氏 5年  
4. 藤本 聡氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。  
5. 藤本 聡氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届けております。



6. 藤本 聡氏に期待する役割は、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくこととなります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 藤本 聡氏が、当社の社外監査役として在任中の2021年12月17日に、当社は出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）の嫌疑で書類送検されました。同氏は、日頃から取締役会において法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起を行っていましたが、本件が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。本件は不起訴処分となりましたが、同氏は再発防止に向けた組織体制の改善策等について具体的な提言を行う等、その責務を果たしております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

現任の監査役のうち藤本 聡氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案において選任されました監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任監査役の任期の満了の時までとなります。

また、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<b>新任 社外 独立役員</b>  日向 研 (1959年2月24日生)	1982年4月 安田信託銀行株式会社入行 2009年4月 みずほ信託銀行株式会社営業店業務部長 2010年4月 同行執行役員大阪支店長 2012年4月 同行常務執行役員営業担当役員 2014年4月 みずほトラストオペレーションズ株式会社取締役社長 2014年6月 株式会社インフォメーションディベロプメント監査役 (非常勤) 2016年6月 日本株主データサービス株式会社代表取締役副社長 2020年4月 中央大学大学院戦略経営研究科2020年度客員教授 2020年6月 日本株主データサービス株式会社代表取締役社長 2022年4月 日本株主データサービス株式会社顧問 (非常勤) 現在に至る	0株
(社外監査役候補者とした理由) 日向 研氏は、長年に亘る金融機関等の役員としての経験から財務、会計および経営に関する相当の見識を有しております。当社の業務に対し幅広く客観的・中立的な見地から適切な監査を行っていただくため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 日向 研氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 日向 研氏は、当社の社外監査役候補者であります。  
 3. 日向 研氏の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。  
 4. 日向 研氏の選任が承認された場合は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。日向 研氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことに備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。  
 なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。  
 補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
橋本克紀 (1967年9月25日生)	1990年8月 当社入社 2019年4月 当社経営企画室長 2021年4月 当社経理部担当部長 現在に至る	400株
(補欠監査役候補者とした理由) 橋本克紀氏は、長年に亘り、経理業務に携わっており、財務および会計に関して相当の経験と見識を有しており、今回、補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 橋本克紀氏は、補欠の社内監査役候補者であります。  
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。橋本克紀氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束が見られないなか、再度の緊急事態宣言の発出がなされるなど、社会経済活動は引き続き制限されました。

菓子・食品業界におきましては、多くの市場でコロナ禍による生活様式の変化に伴い消費の機会が喪失し、企業活動に深刻な影響を及ぼしました。

このような状況のもと、当社におきましては最終年度を迎えた「中期経営計画2021」の一部見直しを行い、大幅に減少した収益の回復に取り組みました。同時に、新型コロナウイルス感染症対策を第一としながら、安全・安心な商品を届けることで、ステークホルダーの満足度の向上に努めました。

具体的には、外出自粛に伴う巣ごもり消費など、消費行動の変化に伴い好調に推移する市販レトルト商品の拡販やコンビニエンスストア販路における中食需要への対応を強化しました。また、新たな需要の開拓として、電子レンジでそのまま温められる個包装された中華まんの販路拡大、「ご褒美喫茶」シリーズをはじめとする自家用菓子の開発および販売促進、無店舗販売への対応などを重点的に進め、売上の拡大を図りました。

併せて、菓子・中華まんの供給体制の再構築、物流機能や営業拠点の集約などの効率化を計画的に進め、収益力の強化を図りました。また、2021年8月の東京事業所（本社機能を有する）移転を機に、社内ネットワークシステムの見直しなど会社機能の整備に取り組み、働き方改革を推進しました。

以上のような取組みにより、当事業年度における売上高は、33,058百万円 前年同期に対し2,239百万円、7.3%の増収となりました。

利益面につきましては、売上高の増収に伴い売上総利益が増益となり、営業損失は255百万円（前年同期は営業損失1,612百万円）、経常利益は63百万円（前年同期は経常損失1,378百万円）、当期純利益は233百万円（前年同期は当期純損失273百万円）と改善しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大と原材料・エネルギー価格の高騰の影響もあり、十分な利益の回復までには至りませんでした。

なお、当事業年度より、会計方針の変更を行っており、遡及処理後の数値で前期比較を行っております。

売上高	33,058百万円	(前期比	2,239百万円増	7.3%増)
営業損失(△)	△255百万円	(前期比	1,357百万円増	－%)
経常利益	63百万円	(前期比	1,441百万円増	－%)
当期純利益	233百万円	(前期比	506百万円増	－%)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

### (菓子事業)

菓子事業におきましては、次のとおり、売上高の確保と収益改善に取り組みました。

贈答菓子類では、主力商品「月の菓」の品質改良を行い、商品力の強化を図りました。同時に、「ベイクドショコラトリー」ブランドや「新宿カーリーあられ」などのカジュアルギフトの販路拡大を進めました。夏のデザート類では、主力商品の品質改良を行うとともに、カジュアルギフト向けの新商品「ひめ彩菓」を発売しました。

自家用菓子類では、モンブラン・チーズケーキなど洋菓子店の味わいを手軽で日持ちする焼菓子に仕立てた「ご褒美喫茶」シリーズを新発売し、量販店を中心に拡販を図りました。

中華まん類では、量販店販路において、常温タイプ・冷凍タイプの中華まんを電子レンジでそのまま温められる個包装タイプに変更し、簡便性を高めました。また、「肉まん」「あんまん」などの品質改良を行い、商品力の強化を図りました。コンビニエンスストア販路では、基幹商品である「肉まん」「ごまあんまん」「ピザまん」「大入り豚まん」の品質改良を行うとともに、「新宿中村屋総料理長監修印度カーリーまん」や「新宿中村屋総料理長監修チーズ印度カーリーまん」を新発売しました。

新宿中村屋ビル地下1階「スイーツ&デリカBonna」では、お客様ニーズに応え店内で調理した総菜商品のラインナップを毎月見直し、好調に推移しました。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で休止していた「おせち料理」を再販売し、ご好評をいただきました。

店舗展開では、月餅専門ブランド「円果天」のリニューアルを実施したほか、キャラメルスイーツ専門店「Caramel Monday」の商業施設での催事出店を継続的に行いました。

以上のような営業活動を行った結果、菓子事業全体の売上高は増収となりました。

### (食品事業)

食品事業におきましては、次のとおり、売上拡大に向けた活動を展開しました。

市販食品では、巣ごもり消費において増加した中食需要に対して、当社の強みである企画から量産化まで調理人が一貫して携わり開発した市販レトルト商品を提供することで、他社との差別化を図りました。「インドカーリー」シリーズでは、発売20周年を記念して開発した「極めるインドカーリー」を発売しました。また、本場インドの味わいを彷彿させる新シリーズ「インドを旅するインドカーリー」を発売し、ラインナップを充実させました。電子レンジ調理が可能な「東京洋食」シリーズでは、「熟成欧風チーズカーリー」「芳醇デミミートソース」を新発売し、コンビニエンスストア・ドラッグストア販路への商品提案を進めました。中華調理ソースでは、好調の「本格四川麻婆豆腐」シリーズに、より材料にこだわった「極み麻婆豆腐」を新発売しました。

業務用食品では、外での飲食機会の回復が遅れるなか、提案活動の軸を好調業態であるファストフードをはじめとした中食販路向けにシフトさせ、当社の調理技術の高さを活かした商品をニーズに対応して提案しました。また、会員制倉庫型チェーン向けにレトルトカレーなどの販売促進を図り、業績回復に努めました。

直営レストラン「オリーブハウス」「洋食レストラン」新宿中村屋ビル8階「カジュアルダイニングGr  
ā n n ā」、地下2階「レストラン&カフェMa n n ā」では、お客様が安心してご来店いただける店舗を  
目指し、衛生管理の徹底に努めました。

以上のような営業活動を行った結果、食品事業全体の売上高は増収となりました。

#### **(不動産賃貸事業)**

不動産賃貸事業におきましては、商業ビル「新宿中村屋ビル」において、快適で賑わいのある商業空間を  
提供しました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて発出された緊急事態宣言およびまん延防止  
等重点措置が入居テナントに与えた影響は大きく、一部賃料の減額を実施しました。

前期退去となった1室については、後継テナントが入居し満室となり、今期の売上高は増収となりまし  
た。

## 事業区分別売上高

事業区分	第 100 期 (2021年 3 月期)	第 101 期 (当期) (2022年 3 月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	22,557 <sup>百万円</sup>	24,200 <sup>百万円</sup>	1,643 <sup>百万円</sup>	7.3%
食 品 事 業	7,793	8,356	564	7.2
不 動 産 賃 貸 事 業	471	502	32	6.7
合 計	30,820	33,058	2,239	7.3

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第100期の売上高については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備  
生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資はありません。
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、減失  
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失はありません。

## ウ. 資金調達の状況

当期の所要資金は、すべて自己資金によって充当し、外部からの資金調達は行っておりません。

## エ. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の収束ははまだ見通せず、企業活動が持続的に発展していくためには、ウィズコロナ・アフターコロナにおける新しい経済・消費活動の変化に対応していくことが不可欠となります。また、世界情勢の不安定化や為替相場の円安進行による原材料・エネルギー価格の高騰の他、人件費・物流コストの上昇、デジタルシフトの加速、さらには人口減・少子高齢化による国内市場の縮小など、取り組むべき課題は多岐にわたっており、企業を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況になると予測されます。

当社におきましても、今後の社会環境を見極め、変化に迅速に対応できる体制を構築し、経営基盤を強化することが急務となっております。

このような状況のもと、当社は2021年12月に創業120周年を迎えました。これを機に、将来のさらなる成長へ向けて新たな理念体系ならびにブランドステートメント（中村屋の約束）を刷新しました。

### ■経営理念

真の価値を追求し、その喜びを分かち合う

### ■ミッション

お客様に対して：独自性を磨き、どこよりもおいしい商品を提供することで、感動と笑顔をお届けする  
従業員に対して：ひとりひとりが覚悟と熱意をもって仕事に挑戦し、成長することで働く喜びが生まれる風土をつくる

社 会に対して：持続可能な社会の実現に貢献し、ステークホルダーとの信頼を築く

### ■ビジョン

中村屋は、創意工夫と挑戦で、これからの暮らしに溶け込む、喜んでもらえる食を提案する

### ■ブランドステートメント（中村屋の約束）

変わらない「おいしい」を、いつもあたらしく。

理念体系の実現を目指し、その第一ステップとして、2022年度を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定しました。基本方針に「売上拡大」「経営基盤の整備」そして「理念経営の実践」を掲げ、長期的なビジネスポートフォリオに基づいた事業の選択と集中を進めるとともに、創意工夫や挑戦が生まれる組織風土づくりに取り組みます。

具体的には、「売上拡大」策として、中華まんおよびその派生商品について、当社の有するリソースを最大限活用し、積極的な新商品開発・新規販路開拓を行います。また、調理技術の高さと手作り感を残しつつ量産化する当社ならではのノウハウを活かし、内食および中食向けの食品を第2の収益の柱として育成していきます。菓子類については、フォーマルギフトからカジュアル・デイリー菓子へ、すなわち「特別な食」から「日常の食」へのシフトを進めます。

「経営基盤の整備」においては、事業戦略と連動した生産供給機能の再編による能力増強と効率化を進め、原価・コストの低減を図ります。併せて、物流機能の最適化や営業拠点の集約化を行い、創出されたリソースを将来のビジネス機会に応じた成長投資に結び付けていきます。

そして、新たな理念体系を経営の意思決定や従業員の行動などすべての判断基準とし、お客様を笑顔にできる当社ならではの商品の提供、多様性を尊重し個人の力を最大限発揮できる職場環境づくり、ガバナンスの強化など、サステナブル経営を志向した各種取組みにより、「理念経営の実践」を推進していきます。

株主の皆様におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



**(2) 財産および損益の状況の推移**

区 分	第 98 期 (2019年 3月期)	第 99 期 (2020年 3月期)	第 100 期 (2021年 3月期)	第 101 期 (当期) (2022年 3月期)
売 上 高	38,744 <sup>百万円</sup>	36,121	30,820	33,058
経常利益 (△損失)	264 <sup>百万円</sup>	△1,226	△1,378	63
当期純利益 (△損失)	769 <sup>百万円</sup>	204	△273	233
1株当たり当期純利益 (△損失)	128.96 <sup>円</sup>	34.27	△45.87	39.02
純 資 産 額	27,308 <sup>百万円</sup>	26,222	26,017	26,084
1株当たり純資産額	4,580.61 <sup>円</sup>	4,398.62	4,364.69	4,376.10
総 資 産 額	46,275 <sup>百万円</sup>	43,556	42,356	42,143

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第100期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

**(3) 重要な子会社の状況**

## ア. 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## イ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

**(4) 主要な事業内容**

事業区分 (当期売上高構成比)	主 要 な 商 品 ・ 事 業 内 容
菓 子 事 業 (73.2%)	中華まん、和・洋焼菓子、米菓、水ようかん・ゼリー等、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食 品 事 業 (25.3%)	市販食品 (レトルトカレー、中華ソース等)、業務用食品 (カレー、パスタソース等)、南欧風料理店、洋食店
不 動 産 賃 貸 事 業 (1.5%)	商業ビル賃貸

### (5) 主要な営業所および工場等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 新 宿 区	中 央 営 業 所	東 京 都 新 宿 区
東 京 事 業 所	東 京 都 新 宿 区	北 営 業 所	埼 玉 県 北 本 市
神 奈 川 工 場	神 奈 川 県 海 老 名 市	大 阪 営 業 所	兵 庫 県 伊 丹 市
埼 玉 工 場	埼 玉 県 久 喜 市	福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
つ く ば 工 場	茨 城 県 牛 久 市		
武 蔵 工 場	埼 玉 県 入 間 市		

### (6) 従 業 員 の 状 況

事 業 区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
菓 子 事 業	386 <sup>名</sup>	5 <sup>名</sup>
食 品 事 業	79	△10
不 動 産 賃 貸 事 業	2	—
全 社 共 通	286	22
合 計	753	17

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均522名おります。

### (7) 主 要 な 借 入 先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,100 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,500
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	300

### (8) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年12月17日に出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）の嫌疑で書類送検されました。不起訴処分となりましたが、このことを真摯に受け止め、2022年12月22日に業務管理緊急対策本部を立ち上げ、社内の制度の見直しを図り、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底により再発防止に取り組んでいます。

株主の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となりましたこと、心よりお詫び申し上げます。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,904,400株  
 (2) 発行済株式の総数 5,976,205株  
 (3) 株 主 数 10,826名 (前期末比 1,138名増加)  
 (4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村屋取引先持株会	642 <sup>千株</sup>	10.8 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	401	6.7
株式会社みずほ銀行	291	4.9
三井不動産株式会社	180	3.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	150	2.5
株式会社ニッポン	130	2.2
日東富士製粉株式会社	124	2.1
株式会社三菱UFJ銀行	115	1.9
豊通食料株式会社	110	1.8
中村屋従業員持株会	97	1.6

(注) 持株比率は、自己株式 (15,581株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 達也	事業統括（生産・営業・SCM）兼GMA業務担当 FF・菓子・中華まん開発部門統括部長兼FF営業部門統括部長 経理・情報部門統括部長兼経営企画室・RD企画室統括室長 総務・人事部門統括部長 小田急電鉄株式会社取締役（非常勤） 特別区人事委員会委員長 株式会社東急レクリエーション取締役（非常勤） 弁護士 盟和産業株式会社監査等委員（非常勤） 芙蓉オートリース株式会社監査役（非常勤） ファーストコーポレーション株式会社取締役（非常勤） 安田倉庫株式会社監査役（非常勤）
取締役兼専務執行役員	佐良土 理文	
取締役兼執行役員	伊賀 義晃	
取締役兼執行役員	鈴木 克司	
取締役兼執行役員	今井 浩	
取 締 役	中山 弘子	
取 締 役	植野 誠之	
常 勤 監 査 役	小田川 聡	
監 査 役	原 秋彦	
監 査 役	藤本 聡	

- (注) 1. 取締役中山弘子、植野誠之の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。  
 4. 取締役植野誠之氏は、長年に亘る国内および海外の食品・飲料企業での経験から、食品ビジネスにおける幅広い知見を有するものであります。  
 5. 監査役原 秋彦氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。  
 6. 監査役藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。  
 7. 当期中に新たに就任した取締役  
 2021年6月29日付  
 取 締 役 植野 誠之  
 8. 当期中に退任した取締役  
 2021年6月29日付  
 取 締 役 山本 光介  
 9. 当期中に退任した監査役  
 2021年6月29日付  
 常 勤 監 査 役 二本松 壽  
 10. 取締役中山弘子、植野誠之の両氏および監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

< 参 考 > 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2022年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
常 務 執 行 役 員	鍵山 敏彦	総務・人事部門統括部長
執 行 役 員	島田 裕之	菓子・食品営業部門統括部長
執 行 役 員	井上 祐一	生産部門統括部長兼生産環境改善推進室統括室長

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることや、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないこと等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下の通りになります。

#### (ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、同業種他社等の報酬水準、従業員給与等とのバランスを勘案し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、適切な報酬水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、健全なインセンティブの一つとして機能することを目的に業績連動制度を採用し、役位に応じ、基本報酬（固定報酬、業績連動報酬）および業績連動型賞与により構成されております。社外取締役の報酬は、固定報酬と業績連動型賞与により構成されております。

#### (イ) 固定報酬

固定報酬は、役員報酬の基本方針に基づき策定した役員報酬規程により、役位に応じた基準に基づき、支給しております。

#### (ウ) 業績連動報酬・業績連動型賞与に係る指標

業績連動報酬に係る指標は、全社の営業利益および担当業務の業績であり、役員報酬規程に基づき、役位・業績に応じ、算定した報酬を支給しております。また、業績連動型賞与に係る指標は、当期純利益を指標として、役員報酬規程で定められた支給財源および達成度合による算定方法に基づき、各人別の支給額を決定しております。

#### (エ) 交付時期

基本報酬は、年額報酬を12等分して毎月支給しております。また、業績連動型賞与は、毎年7月に支給しております。

#### (オ) 報酬種類ごとの割合

基本報酬の支給割合の決定の方針は、固定報酬を約8割、業績連動報酬を約2割の比率としております。また、業績連動型賞与は、基本報酬と算定方法が異なることもあり、支給割合の方針には加えないこととしております。

#### (カ) 報酬の決定権者

当社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会決議により、代表取締役社長にその決定を一任しております。その権限の内容および裁量の範囲は、役員報酬規程で定められた算定方法に基づき、各人別の支給額を決定しております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長に一任という形は取っておりますが、前記のとおり、当社では取締役の個人別の報酬の算定方法を具体的に定めており、当該算定方法に基づき、総務・法務業務担当役員が役員報酬規程に沿って取締役の個人別の報酬額を算定した上で、代表取締役社長が承認・決定するプロセスを経ているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

ウ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会決議は、2007年6月28日の第86回定時株主総会であり、その内容は、月額報酬を年額報酬に改め、取締役9名に対し取締役の報酬総額を年額240,000千円以内、監査役4名に対し監査役の報酬総額を年額48,000千円以内で支給することとしております。

エ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長鈴木達也氏が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、役員報酬規程の算定方法に基づき、総務・法務業務担当役員が取締役の個人別の報酬額を算定し、代表取締役社長が承認・決定するプロセスを経ているからであります。

オ. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、強い収益体質を構築するため、本業の利益を示す営業利益と最終的な利益を示す純利益を重視し、指標として採用しております。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、2020年度の営業損失△1,612,000千円と各人別の担当業績であります。また、当事業年度における業績連動型賞与に係る指標の実績は、2020年度の純利益273,000千円であります。

カ. 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	125,959 (10,840)	120,710 (10,840)	5,249 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	21,500 (8,400)	21,500 (8,400)	- (-)	4 (2)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ア. 重要な兼職先と当社との関係

- (ア) 取締役中山弘子氏は小田急電鉄株式会社および株式会社東急レクリエーションの取締役、特別区人事委員会委員長を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。
- (イ) 監査役原 秋彦氏は盟和産業株式会社の監査等委員を兼任しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。
- (ウ) 監査役藤本 聡氏はファーストコーポレーション株式会社の取締役、芙蓉オートリース株式会社および安田倉庫株式会社の監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

##### イ. 社外役員の主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 (非常勤)	中山 弘 子	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席し、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (非常勤)	植 野 誠 之	社外取締役就任後開催の取締役会11回すべてに出席し、長年に亘る国内および海外の食品・飲料企業での経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	原 秋 彦	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	藤 本 聡	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、長年に亘る金融機関の役員としての経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

- (注) 「1. 会社の現況に関する事項 (8) その他会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおり当事業年度中の2021年12月17日に出入国管理及び難民認定法違反 (不法就労助長) の嫌疑で書類送検されました。社外取締役である中山弘子氏、植野誠之氏ならびに社外監査役である原 秋彦氏、藤本 聡氏は日頃から取締役会において法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起を行っていましたが、本件が判明するまで当該事実を認識していませんでした。
- 本件は不起訴処分となりましたが、上記4氏は再発防止に向けて立ち上げた業務管理緊急対策本部に対し、組織体制の改善策等について具体的な提言を行うなど、その責務を果たしております。

##### ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

Moore至誠監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 33,000千円

イ. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。

イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。

ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

エ. 内部通報制度として、「中村屋ヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。

オ. 内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証する。

カ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制を構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告する。

キ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な



要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 「危機管理基本規程」に基づき、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を図る。
- イ. 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。
- ウ. 当社は、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために生産工場にFSSC22000等の国際規格を導入し、品質安全マネジメントシステムを運用する。
- エ. 不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続計画を策定し、その運用を図る。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化する。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。
- イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。
- ウ. 常勤取締役で構成する経営会議の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役の職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。
- イ. 監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。
- ウ. 監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

### (6) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

### (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 内部監査室が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。
- イ. 取締役、執行役員、内部監査人は会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生、または違法・不正行為を発見したときは監査役に報告する。

- ウ. 当社の内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- エ. 当社の内部通報制度の運用により、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。  
なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ア. 監査役は執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等に出席するとともに、必要に応じ担当役員にその説明を求めることができる。
- イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。
- ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。
- エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役の職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織であるコンプライアンス・リスク管理担当者委員会を年9回、コンプライアンス・リスク管理委員会を年5回実施し、規程の策定・運用状況の確認等を行うとともに、「中村屋行動規範」や内部通報制度の理解度等の調査・確認を行いました。また、階層を指定し、年1回コンプライアンスに関するe-ラーニング研修を実施することで、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制を構築し、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、その運用状況の有効性を評価しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録および計算書類等については、法令に則り、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、総務・法務部にて保管・管理しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスク管理担当者委員会において、リスク環境の変化に対応するため、「危機管理基本規程」に基づくリスクアンケートを実施し、重度のリスクの選定と対応すべきリスクの優先順位づけを行うとともに、事業継続計画について継続的な見直しを行っております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役2名を含む7名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は15回開催し、重要案件の決定や業績報告が行われております。常勤取締役で構成する経営会議は14回開催し、重要案件を審議しております。執行役員会は原則週1回開催し、業務執行課題等を審議・報告するとともに、情報の共有化を図っております。

### (5) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役へは、決算報告およびコンプライアンス・リスク管理担当者委員会等の内容について、定期的に担当役員および担当者より報告を行うとともに、監査役は、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、必要に応じ、担当役員に説明を求めています。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、前記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

### (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

#### ア. 中期経営計画に基づく取組み

厳しい環境において、当社では最終年度を迎えた「中期経営計画2021」の一部見直しを図り、コロナ禍による消費構造・生活様式の変化への対応と商品企画力・技術開発力の強化に注力することで、収益回復を目指しております。

具体的には、主力となる菓子類において、より身近な存在となるよう売り方の見直しに取り組んでおります。併せて、当社独自のコア技術を活かした差別的優位性のある中華まんとその派生商品や、より一層簡便性とおいしさを兼ね備えたレトルト商品を開発し、新市場開拓を確実に進めます。また、直営店などの実店舗からオンラインショップに至るまで、当社の有する様々な販路を連動させることで多様化するお客様ニーズに対応し、顧客満足度の向上に努めます。さらに、各事業における既存ビジネスの選択と集中を徹底的に行い、効率化を推進することで収益改善を図ります。同時に、激変する経営環境においても利益を確保できる強い収益体質を構築するため、生産機能や物流機能の再編・集約に重点的に取り組みます。また、「働き方改革」の実現に向けて、テレワークの定着を踏まえた勤務体制やフレキシブルな人員配置など人事諸制度の見直しを行うとともに、新たな仕組みの導入を進めております。

これらの取組みを通じ、早期の業績回復を実現するとともに、食を通じた価値の提供、そして持続可能な社会への貢献を果たすことで、経営理念である「真の価値を追求し、その喜びを分かち合う」ことを目指しております。

## イ. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

### (ア) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社では、コーポレートガバナンス体制として、監査役会設置会社制度を採用し、経営の監査機能を果たしております。また、2016年6月より社外取締役を2名体制とし、取締役会の助言・監督機能の強化を図っております。

取締役会では、経営戦略および重要な業務執行に関する決定を行うとともに、代表取締役社長ならびに常勤取締役の業務執行に関する監督を行っております。また、迅速かつ適正な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入し、権限委譲による業務執行機能のスピードアップと情報の共有化を図るため、執行役員会を設置しております。さらに、常勤取締役で構成する経営会議を開催し、経営の重要案件について審議しております。

当社は、このような業務執行機能の強化と経営監視機能の充実を図り、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めております。

### (イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

非連結会社に移行したことに伴い、2019年4月に当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議しました。整備状況の具体的内容につきましては、職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しております。また、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス研修を継続的に実施しております。さらに、内部通報制度として「ヘルプライン制度」を運用し、内部統制システムの強化を図っております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告しております。また、内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証しております。さらに、監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しております。

以上、当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、前記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

### (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、2020年6月26日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、当社取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社「定款」が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

#### **(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）**

##### **ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

##### **イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること**

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。

##### **ウ. 株主意思を反映するものであること**

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

##### **エ. 独立性の高い社外者の判断の重視**

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主

共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

#### オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。  
また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>流動資産</b>		<b>8,413,448</b>	<b>流動負債</b>		<b>9,650,736</b>
現金及び預金		1,187,214	買掛金		1,219,359
売掛金		4,096,304	短期借入金		5,900,000
製成品		1,540,368	リース負債		117,203
半製品		17,260	未払金		1,097,327
仕掛品		39,236	未払費用		517,118
原材料		807,931	未払法人税等		103,516
貯蔵品		230,201	未払事業所税		12,582
前払費用		1,391	未払消費税等		118,605
前払収入		191,325	預り金		29,981
未収金		65,891	賞与引当金		535,047
未収入金		193,165	<b>固定負債</b>		<b>6,407,634</b>
仮払引当金		43,679	リース負債		541,312
貸倒引当金		△517	繰延税金負債		2,734,592
<b>固定資産</b>		<b>33,729,195</b>	退職給付引当金		2,378,204
<b>有形固定資産</b>		<b>27,575,393</b>	資産除去債務		261,518
建物	物	8,637,862	保証金		486,550
構築物	物	579,671	役員退職慰労未払金		5,460
機械及び装置	物	2,963,141	<b>負債合計</b>		<b>16,058,371</b>
車両運搬具	具	93	<b>純資産の部</b>		
工具器具及び備品	品	321,935	<b>株主資本</b>		<b>24,577,362</b>
土地	地	13,132,490	資本金		7,469,402
リース資産	産	1,927,738	資本剰余金		8,170,223
建設仮勘定	定	12,464	資本準備金		6,481,558
<b>無形固定資産</b>		<b>211,304</b>	その他資本剰余金		1,688,664
ソフトウェア	ア	45,135	<b>利益剰余金</b>		<b>9,004,398</b>
電話加入権	権	23,209	その他利益剰余金		9,004,398
公共施設利用権	権	142,960	固定資産圧縮積立金		3,341,190
<b>投資その他の資産</b>		<b>5,942,497</b>	別途積立金		5,204,932
投資有価証券	証	4,808,902	繰越利益剰余金		458,276
関係会社株	式	536,056	<b>自己株式</b>		<b>△66,661</b>
長期未収入金	金	1,871	評価・換算差額等		1,506,911
長期前払費用	用	2,081	その他有価証券評価差額金		1,506,911
その他	他	595,219	<b>純資産合計</b>		<b>26,084,273</b>
貸倒引当金	金	△1,631	<b>負債及び純資産合計</b>		<b>42,142,643</b>
<b>資産合計</b>		<b>42,142,643</b>			



# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,058,326
売 上 原 価		21,159,999
売 上 総 利 益		11,898,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,153,509
営 業 損 失 (△)		△255,182
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	134,797	
助 成 金 収 入	188,066	
雑 収 入	37,037	359,904
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,183	
為 替 差 損	25	
雑 損 失	5,508	41,716
経 常 利 益		63,006
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,788	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	351,815	
固 定 資 産 受 贈 益	85,636	441,239
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,423	
固 定 資 産 除 却 損	5,537	
減 損 損 失	35,757	
本 社 移 転 費 用	73,188	116,905
税 引 前 当 期 純 利 益		387,340
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	45,739	
法 人 税 等 調 整 額	109,001	154,741
当 期 純 利 益		232,599

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					
2021年4月1日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	9,069,841	△65,904	24,643,562	1,373,612	26,017,174	
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当					△298,042		△298,042		△298,042	
当 期 純 利 益					232,599		232,599		232,599	
固定資産圧縮積立金の取崩					—		—		—	
自 己 株 式 の 取 得						△758	△758		△758	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								133,299	133,299	
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△65,443	△758	△66,200	133,299	67,099	
2022年3月31日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	9,004,398	△66,661	24,577,362	1,506,911	26,084,273	

(注) その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金			
	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
2021年4月1日残高	3,415,329	5,204,932	449,580	9,069,841
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△298,042	△298,042
当 期 純 利 益			232,599	232,599
固定資産圧縮積立金の取崩	△74,139		74,139	—
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△74,139	—	8,697	△65,443
2022年3月31日残高	3,341,190	5,204,932	458,276	9,004,398

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異の費用処理方法)

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

### ア. 菓子事業

主に当社が製造した和菓子類、洋菓子類及びパン類の販売を行っております。

菓子事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、概ね当該製商品の引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、製商品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しております。

なお、菓子事業における製商品の販売について、協賛金等が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該協賛金等の見積額を控除した金額で算定しております。この協賛金等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

### イ. 食品事業

主に当社が製造した業務用食材類、市販用食品類及び調理缶詰類の販売を行っております。

食品事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、当該製商品の引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、製商品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しております。

なお、食品事業における製商品の販売について、協賛金等が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該協賛金等の見積額を控除した金額で算定しております。この協賛金等の見積額は、事後的に決定されることが多いことから、過去の同様の取引において発生した金額を基礎にして算定しております。

### ウ. 不動産賃貸事業

当社が所有する商業ビルの賃貸を行っております。

不動産賃貸事業においては、賃貸借契約に基づく賃貸借期間に渡り、収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました協賛金等の一部を、売上高から控除しております。また、有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、有償支給した原材料等について消滅を認識しないことといたしました。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、個別注記表「7. 税効果会計に関する注記」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、新型コロナウイルス感染症流行の影響の長期化を踏まえ、翌事業年度の一定期間にわたり継続するものと仮定した上で、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 21,753,555千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分	種 類	金 額
菓 子 事 業	機 械 及 び 装 置	32,678千円
	工 具 器 具 及 び 備 品	2,789千円
	ソ フ ト ウ ェ ア	290千円
	計	35,757千円
合 計		35,757千円

当社資産のグループリングは、事業区分を基本とし、飲食店舗については各店舗を、遊休資産については個々の資産をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の資産グループについては、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数  
 普通株式 5,976,205株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
 普通株式 15,581株
- (3) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	298,042	50.00	2021年3月31日	2021年6月30日

イ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	298,031	50.00	2022年3月31日	2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
賞与引当金限度超過額	163,831千円
退職給付引当金限度超過額	1,646,806
一括償却資産限度超過額	14,690
未払事業税	24,144
その他有価証券評価差額金	1,328
減損損失	115,529
投資有価証券評価損	32,763
資産除去債務	80,077
その他	392,389
繰延税金資産小計	2,471,559
評価性引当額	△151,899
繰延税金資産合計	2,319,659
繰 延 税 金 負 債	
固定資産圧縮積立金	△1,474,592
その他有価証券評価差額金	△619,582
固定資産評価替差額金	△2,419,083
退職給付信託資産	△459,300
その他	△81,694
繰延税金負債合計	△5,054,251
繰延税金負債の純額	△2,734,592

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ア. 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画や季節の変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

#### イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクがあります。投資有価証券は、格付けの高い債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクがあります。

#### ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

##### (ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクがある金融資産の貸借対照表計上額により表わされております。

##### (イ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社における輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

投資有価証券については、定期的の時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社は、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

#### エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### オ. 信用リスクの集中

当決算日現在における営業債権のうち、28.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
 なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	4,777,257	4,777,257	－
資産計	4,777,257	4,777,257	－
リース債務	658,514	602,281	△56,233
負債計	658,514	602,281	△56,233

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## (注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式等	567,701

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
売掛金	4,096,304	－	－	－
合計	4,096,304	－	－	－

## (注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	5,900,000	－	－	－	－	－
リース債務	117,203	96,155	75,496	67,987	56,920	244,754
合計	6,017,203	96,155	75,496	67,987	56,920	244,754



(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,777,257	—	—	4,777,257
資産計	4,777,257	—	—	4,777,257

イ. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	602,281	—	602,281
負債計	—	602,281	—	602,281

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗施設及び工場用土地の原状回復義務

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

店舗施設については、使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。また、工場用土地については、使用見込期間を契約期間(20年)と見積もり、割引率は20年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	178,009千円
賃貸借契約締結に伴う増加額	82,345千円
時の経過による調整額	1,164千円
期末残高	261,518千円

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において商業ビル(土地を含む)を有しております。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2022年3月期における賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は142,483千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、当社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度期末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	9,946,026	△93,061	9,852,965	13,800,000

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

時価は、不動産鑑定士が算定した金額であります。

11. 持分法損益等に関する注記

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。

## 12. 収益認識に関する注記

## (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	菓子事業	食品事業	不動産 賃貸事業	
一時点で移転される財又はサービス	24,199,817	8,356,296	－	32,556,113
顧客との契約から生じる収益	24,199,817	8,356,296	－	32,556,113
その他の収益	－	－	502,213	502,213
外部顧客への売上高	24,199,817	8,356,296	502,213	33,058,326

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

## (2)収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 13. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,376円10銭
1株当たり当期純利益金額	39円02銭

## 14. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 中 村 屋  
取締役 会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高 砂 晋 平  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐 藤 豊 毅  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社 社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びMoore至誠監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - 三 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、Moore至誠監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告に記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の出入国管理法及び難民認定法違反（不法労働助長）の嫌疑で書類送検され、不起訴処分となった件については、社内調査委員会（業務管理緊急対策本部）の原因究明結果を踏まえた再発防止策を策定し、再発防止に取り組んでいることを確認しており、引き続き、その取組み状況を注視して参ります。また、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びMoore至誠監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社中村屋	監査役会		
常勤監査役	小田川		聡 ㊟
社外監査役	原	秋	彦 ㊟
社外監査役	藤本		聡 ㊟

以 上

## 新型コロナウイルス 感染防止に向けて

株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況が続いています。健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。
- ・特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会への来場について慎重なご判断をお願いいたします。
- ・議決権行使書のご郵送またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。
- ・ご来場の際は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・会場が満席の場合は、入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことやご退出をお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会のお土産、会場でのお茶菓子の提供は取りやめさせていただきます。ご理解賜りますようお願いいたします。

## 第101回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル 3階コスモスホール  
電話03 - 3265 - 8211



※当日御来場の際は、「プリンス通り側」の入口を御利用ください。

### 交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線 [麴町駅] [麴町方面] 出口1より徒歩4分  
→出口1は、エレベーターが設置されています。

東京メトロ 南北線 [永田町駅]  
[紀尾井町方面] 出口9a 出口9bより徒歩3分  
→出口9aは、エスカレーターが設置されています。  
出口9bは、地上まで長い階段があります。

東京メトロ 有楽町線、半蔵門線 [永田町駅] 出口5より徒歩4分  
→出口5は、エスカレーターが設置されています。  
[永田町駅] から会場への途中に坂があります。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。